

賠償責任保険普通保険約款

(責任の範囲)

第1条 当会社は、被保険者が、他人の身体の障害(障害に起因する死亡を含む。以下同じ。)又は財物の滅失、き損若しくは汚損(以下「損壊」という。)について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する。

(損害の範囲及び責任の限度)

第2条 当会社がてん補すべき損害は、被保険者の被害者に対する賠償債務の弁済としての支出(弁済によって代位取得するものがあるときはその額を控除したもの)及び第12条に規定する費用に限るものとする。

- 2 当会社がてん補すべき金額は、第12条第2項及び第3項の費用を除き、保険証券に記載されたてん補限度額を限度とする。
- 3 当会社は、1回の事故について、第12条第2項及び第3項の費用を除き、損害の額が保険証券に記載された免責金額を超過する場合に限り、その超過額のみをてん補する。

(責任の始期及び終期)

第3条 保険期間は、その初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻)に始まり、末日の午後4時に終る。

- 2 当会社は、保険期間が始まった後であっても、当会社所定の保険料領収前に生じた保険事故については、損害をてん補しない。

(告知義務)

第4条 当会社は、保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者又はこれらの者の代理人が、故意又は重大な過失によって保険契約申込書の記載事項中重要な事項について当会社に知っている事実を告げず、又は不実のことを告げたときは、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができる。

- 2 前項の規定は、次の場合には適用しない。

- (1) 前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 当会社が、保険契約締結の当時、前項の告げなかった事実若しくは告げた不実のことを知り、又は過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 保険契約者、被保険者又はこれらの者の代理人が、保険事故が生じる前に、保険契約申込書の記載事項中重要な事項につき、書面をもって更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。当会社は、更正の申し出を受けた場合において、保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者又はこれらの者の代理人が更正すべき事実を当会社に告げても当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、こ

れを承認するものとする。

- (4) 当会社が前項の告げなかった事実又は告げた不実のことを知った日から保険契約を解除しないで30日を経過した場合

3 保険事故が生じた後に第1項の解除が行われた場合でも、当会社は、損害をてん補しない。もし、すでに損害をてん補していたときは、当会社は、その返還を請求することができる。この規定は、第19条の規定とはかかわりない。

(免責)

第5条 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じる損害をてん補しない。

- (1) 保険契約者、被保険者の故意
- (2) 戦争(宣戦の有無を問わない。)、変乱、暴動、そうじょう、労働争議
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災

(免責)

第6条 当会社は、特約を附帯した場合を除き、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しない。

- (1) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (2) 被保険者が所有、使用又は管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- (4) 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- (5) 排水又は排気(煙を含む。)に起因する賠償責任

(調査)

第7条 被保険者は、常に保険事故の発生を予防するために必要な措置を講ずるものとする。

2 当会社は、保険期間中いつでも前項の予防措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができる。

(変更の通知)

第8条 保険契約締結後、保険契約申込書または保険証券に記載された事項に変更が生じたとき(この保険契約と重複する保険契約(名称のいかんを問わない。以下同様とする。)の締結を除く。)は、保険契約者又は被保険者は、変更の事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面でその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければならない。ただし、その変更の事実がなくなった後はこの

限りでない。

- 2 前項の手続を怠った場合には、当会社は、前項の変更の事実が発生した時又は保険契約者若しくは被保険者がその発生を知った時から、当会社が前項の承認裏書請求書を受領するまでの間に生じた保険事故については、損害をてん補しない。ただし、変更の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならないと当会社が認めた場合はこの限りでない。

(重複保険の通知)

第9条 保険契約締結後、この保険契約と重複する保険契約が締結されたときは、保険契約者又は被保険者は、重複する保険契約の締結がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその締結の事実を知った後、遅滞なく、書面でその旨を当会社に申し出て、保険証券に承認の裏書を請求しなければならない。ただし、重複する保険契約がなくなった後はこの限りでない。

- 2 前項の手続を怠った場合には、当会社は、重複する保険契約が締結された時又は保険契約者若しくは被保険者がその締結の事実を知った時から、当会社が前項の承認裏書請求書を受領するまでの間に生じた保険事故については、損害をてん補しない。

(事故の発生)

第10条 保険事故又は保険事故の原因となるべき偶然な事故(本条において以下「事故」という。)が発生したことを知ったときは、保険契約者又は被保険者は、次の事項を履行しなければならない。

- (1) 事故発生の日時、場所、被害者の住所氏名、事故の状況及びこれらの事項の証人となる者があるときはその住所氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - (2) 他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全又は行使について必要な手続をすること、その他損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること。
 - (3) あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置については、この限りでない。
 - (4) 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき又は提起されたときは、直ちに当会社に通知すること。
- 2 保険契約者又は被保険者が、正当な理由がなくて前項第1号又は第4号の義務に違反したときは、当会社は、損害をてん補しない。
- 3 保険契約者又は被保険者が、正当な理由がなくて第1項第2号の義務に違反したときは、当会社は、防止軽減することができたと認められる損害の額を控除しててん補額を決定する。
- 4 保険契約者又は被保険者が、正当な理由がなくて第1項第3号の義務に違反したときは、当会社は、当会社が損害賠償責任がないと認めた額を控除しててん補額を決定する。

(保険事故処理の特則)

第 11 条 当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当ることができる。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければならない。

2 被保険者が、正当な理由がなくて前項の協力に応じないときは、当会社は、損害をてん補しない。

(費用の支払)

第 12 条 当会社は、保険契約者又は被保険者が支出した次の費用を支払う。

(1) 第 10 条第 1 項第 2 号の場合に要した必要又は有益な費用

(2) 保険事故の原因となると思われる偶然な事故が発生した場合において、損害の防止軽減のために必要又は有益と認められた手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他の緊急措置に要したもの及び支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得たもの

2 当会社は、損害賠償責任に関する争訟につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用の全額を支払う。ただし、本条に規定する費用を除く損害の額が保険証券に記載されたてん補限度額を超えるときは、当会社は、てん補限度額の前記損害額に対する割合によってこれを支払う。

3 当会社は、前条第 1 項の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用の全額を支払う。

(保険料の精算)

第 13 条 保険料が、賃金、入場者、領収金又は売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければならない。

2 当会社は、保険期間中及び保険契約終了後 1 年間を限り、いつでも保険料を算出するため必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができる。

3 前 2 項の資料に基づいて算出された保険料(当会社の定める最低保険料に達しないときは最低保険料)と既に領収した保険料との間に過不足があるときは、当会社は、その差額を追徴し、又は返還する。

4 この約款において、賃金、入場者、領収金、売上高とは、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 賃金 保険証券記載の業務に従事する被保険者の使用人に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金銭の総額をいい、その名称のいかんを問わない。

(2) 入場者 保険期間中に、有料、無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいう。ただし、被保険者と同居する親族および被保険者の業務に従事

する使用人を除く。

- (3) 領収金 保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいう。
- (4) 売上高 保険期間中に、被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいう。

(保険契約の無効)

第 14 条 保険契約締結の当時、次の事実があったときは、この保険契約は無効とする。

- (1) 保険契約に関し、保険契約者、被保険者又はこれらの者の代理人に詐欺の行為があったとき
- (2) 保険契約者又は被保険者が、当会社の負担する保険事故がすでに生じ、又はその原因が発生していたことを知っていたとき
- (3) 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者またはその代理人が、その旨を保険契約申込書に記載しなかったとき

(保険契約の解除)

第 15 条 次の場合には、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてて発する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができる。

- (1) 被保険者が、正当な理由がなくて第 7 条第 2 項の請求に応じないとき
 - (2) 第 8 条第 1 項の通知があった場合において危険が著しく増大したと当会社が認めたとき
 - (3) 第 9 条第 1 項の通知があったとき
 - (4) 保険金請求に関し、保険契約者、被保険者又はこれらの者の法定代理人に詐欺の行為があったとき
- 2 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができる。
- 3 第 1 項第 2 号又は第 3 号に基づく当会社の解除権は、その通知を受領した日から 30 日以内に行使しなければ消滅する。

(保険料の追徴又は返還－告知・通知事項の承認の場合)

第 16 条 第 4 条第 2 項第 3 号又は第 8 条第 1 項の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、その定めるところに従い、保険料を返還し、又は追加保険料を請求することができる。

- 2 前項の規定により保険料が追徴となる場合において、当会社の請求に対し保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故については、損害をてん補しない。

(保険料の返還－契約の無効・失効の場合)

第 17 条 当会社は、保険契約者、被保険者若しくはこれらの者の代理人の故意又は重

大な過失によるこの保険契約の無効又は失効の場合には、保険料を返還しない。

- 2 当会社は、保険契約者、被保険者及びこれらの者の代理人の故意又は重大な過失によらないこの保険契約の無効の場合には保険料の全額を、失効の場合には未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還する。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金又は売上高等に対する割合によって定められた保険契約が、保険契約者、被保険者及びこれらの者の代理人の故意又は重大な過失によらずに失効した場合には、第 13 条第 3 項の規定によって保険料を精算する。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算する。

(保険料の返還一契約解除の場合)

第 18 条 第 4 条第 1 項の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときは、当会社は、保険料を返還しない。

- 2 第 15 条第 1 項の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときは、当会社は未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を保険契約者に返還する。ただし、既経過期間中に保険事故が生じていたときは、保険料は返還しない。
- 3 第 15 条第 2 項の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除したときは、当会社は、領収した保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を控除して、その残額を保険契約者に返還する。ただし、既経過期間中に保険事故が生じていたときは、保険料は返還しない。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、当会社、又は保険契約者が、第 15 条の規定により、保険料が賃金、入場者、領収金または売上高等に対する割合によって定められた保険契約を解除したときは、第 13 条第 3 項の規定によって保険料を精算する。ただし、既経過期間中に保険事故が生じていたときは、保険料は返還しない。

(保険契約解除の効力)

第 19 条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。

(保険金の請求)

- 第 20 条 被保険者が、この保険契約によって損害のてん補を受けようとするときは、損害が確定した日から 30 日以内又は当会社が書面で承認した猶予期間内に、保険金請求書及びその損害を証明する書類を保険証券に添えて、当会社に提出しなければならない。
- 2 被保険者は、前項の書類のほか、当会社が損害査定のために必要と認める書類の提出を求めたときは、これに応じなければならない。
 - 3 前 2 項の書類中に、故意に不実の記載をし、若しくは事実を隠したとき、又は前 2 項の義務に違反したときは、当会社は、損害をてん補しない。

(保険金の支払)

第 21 条 当会社は、前条の請求を受けた日から 30 日以内に保険金を支払う。ただし、

当会社がこの期間内に必要な調査を終了することができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払う。

(保険金の分担)

第 22 条 この保険契約と重複する保険契約が他にある場合において、それぞれの保険契約について、他の保険契約がないものとして算定したてん補責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、この保険契約によるてん補責任額の前記合計額に対する割合によって損害をてん補する。

(仲 裁)

第 23 条 当会社のてん補すべき金額の決定について、当会社と被保険者との間に争いを生じたときは、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各 1 名ずつの評価人の判断に任せる。もし、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する 1 名の裁定人が、これを裁定するものとする。

2 当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含む。)を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含む。)については、半額ずつ負担するものとする。

(代 位)

第 24 条 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合に、当会社がその損害をてん補したときは、当会社は、そのてん補した金額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその者に対して有する権利を取得する。

2 保険契約者または被保険者は、保険金を領収したときは、前項の権利を行使するために必要な一切の書類を、遅滞なく、当会社に提出しなければならない。

(準拠法)

第 25 条 この保険約款に規定のない事項については、日本国の法令による。

別表 短期料率表

既経過期間	短期料率
7 日まで	10%
15 日まで	15%
1 か月まで	25%
2 か月まで	35%
3 か月まで	45%
4 か月まで	55%
5 か月まで	65%
6 か月まで	70%
7 か月まで	75%

8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
1年まで	100%

店舗特別約款

(当会社のてん補責任)

第1条 当会社がてん補すべき賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」という。)第1条の損害は、日本国内において保険期間中に発生した次の各号に掲げる事故に起因する損害に限る。

- (1) 被保険者が所有、使用又は管理する保険証券記載の店舗(店舗に付属する作業場等の付帯設備及び収容動産を含む。以下「店舗」という。)に起因する偶然な事故
- (2) 店舗の用法に伴う保険証券記載の仕事(以下「仕事」という。)の遂行に起因する偶然な事故
- (3) 被保険者によって製造、販売若しくは提供された保険証券記載の商品、製品、飲食物等の財物(以下「生産物」という。)が他人に引き渡された後に、その品質・取扱等に伴って生じる偶然な事故

(免責)

第2条 当会社は、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しない。

- (1) 店舗の建設、改築、改造、修理等の工事に起因する賠償責任
- (2) 屋根、扉、戸、窓、通風口等から入る雨又は雪等による財物の損壊に対する賠償責任
- (3) 被保険者が所有、使用若しくは管理する航空機、昇降機又は自動車に起因する賠償責任
- (4) 被保険者が所有、使用若しくは管理する車両(自動車及び原動力がもっぱら人力であるものを除く。)、船又は動物が施設外にある間のこれらに起因する賠償責任
- (5) 生産物又は仕事の目的物自体の損壊に対する賠償責任
- (6) 被保険者が故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売若しくは提供了生産物又は行った仕事の結果に起因する賠償責任

(残存てん補限度額)

第3条 当会社が、次の各号に掲げる事故(以下「生産物事故」という。)について保険

金を支払ったときは、保険証券に記載された生産物事故の総てん補限度額からその支払った保険金の額を差し引いた残額をもって、その事故の発生した時以後の保険期間に対する生産物事故に対する総てん補限度額とする。

- (1) 第1条第2号の偶然な事故のうち、仕事の終了(仕事の目的物の引渡を要する時は引渡後)又は放棄の後に、仕事の結果について生じる偶然な事故
- (2) 第1条第3号の偶然な事故

(普通保険約款との関係)

第4条 この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しない限り、普通保険約款の規定を適用する。..

受託財物担保特約条項

(当会社のてん補責任)

第1条 当会社は、偶然な事故により、被保険者が保険証券記載の店舗(この特約条項においては、店舗外の保管施設であっても保険証券に明記されている場合は、当該保管施設も店舗とみなす。)内において受託する保険証券記載の顧客の財物(以下「受託物」という。)を損壊し、又は紛失し、若しくは盗取(詐取を含む。以下同様とする。)されたことにより、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をてん補する。

(免責規定の排除)

第2条 賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」という。)第1条及び第6条第2号の規定は、この特約条項には適用しない。

(免責)

第3条 当会社は、直接であると間接であると問わず、被保険者が次の賠償責任を負担することによって被る損害をてん補しない。

- (1) 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人又はこれらの者の同居の親族若しくは使用人が行い、又は加担した受託物の盗取に起因する賠償責任
- (2) 被保険者の使用人が所有又は使用する財物が破損し、又は紛失し、若しくは盗取されたことに起因する賠償責任
- (3) 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物又は自動車が損壊し、又は紛失し、若しくは盗取されたことに起因する賠償責任

- (4) 受託物のかし、自然の消耗又はその性質による蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の事由若しくはねずみ食い、虫食いなどに起因する賠償責任
- (5) 原因のいかんを問わず、自然発火又は自然爆発した受託物自体の損壊に対する賠償責任
- (6) 屋根・扉・戸・窓・通風口等から入る雨又は雪等による受託物の損壊に対する賠償責任
- (7) 受託物が顧客に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任

(損害てん補額)

第4条 当会社がてん補すべき金額は、被害受託物が、保険事故の生じた地及び時において、もし保険事故がなければ有したであろう価額を超えないものとする。

(残存てん補限度額)

第5条 当会社が保険金を支払ったときは、保険証券に記載された受託物事故の総てん補限度額から、その支払った保険金の額を差し引いた残額をもって、その事故の発生した時以後の保険期間に対する総てん補限度額とする。

(普通保険約款及び特別約款との関係)

第6条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款及び店舗特別約款の規定を適用する。